

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地

藤 久 株式会社

代表取締役社長 堤 智 章

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、同封の書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセス、または議決権行使書に記載のQRコードを読み取っていただき、画面の案内にしたがって、2020年9月28日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ地下1階 ブリックホール（瑞雲の間）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、前回と同じサンプラザシーズンズですが、階及び会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
※ <u>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を確保することから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。</u> |

3. 目的事項

報告事項 第60期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-corp.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

<当社の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について>

- ・会場受付付近には、株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク及び手袋着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会出席の役員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で出席をさせていただきます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujikyu-corp.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご来場を見合わせることに十分にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

**株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

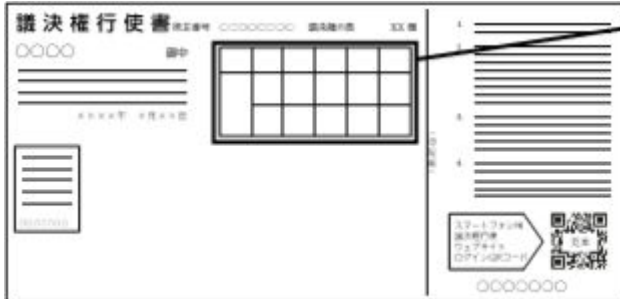


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2020年9月29日（火曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年9月28日（月曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年9月28日（月曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 第○号議案 | |
| ● 全員賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |
| 第○号議案 | |
| ● 賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンでの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

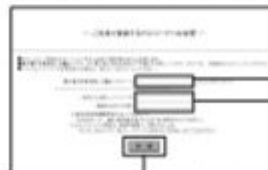
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内景気情勢は、海外経済の減速や米中の貿易摩擦に対する警戒感が残るなか、先行き不透明な状況で推移しました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界各地への感染拡大により、世界経済全体の悪化が懸念されており、各国が協調して防疫や経済への対策を行っているものの、渡航制限や外出制限による影響が見られるうえ、情勢は時々刻々と変化しており、先行きに対する警戒感が高まりを見せております。

個人消費は、相次ぐ自然災害による被害や、消費税増税後の反動による落ち込みからの持ち直しが一部にみられたものの、未だ停滞懸念は払拭できておらず、日本国内での新型コロナウイルス感染症の拡大防止策による外出機会の抑制や消費者の生活防衛意識の高まりも加わり、非常に厳しい環境が続いております。

このような情勢のもとで、当社では、従来の「構造改革」から一層踏み込んだ「藤久リボーンプラン」を策定し、既存店売上高を回復させ黒字転換することを目標に取り組んでまいりました。具体的には、①不採算店舗の閉鎖及び本部人員のスリム化を含めたリストラクチャリングによる生産性の向上、②オムニチャネルによる実店舗とECとの相互送客実現、③物流システム見直しによる輸送業務の効率化、④店舗運営部門の子会社化による意思決定の迅速化、⑤利用予定のない自社所有固定資産の売却、⑥従来の取引の見直しによる仕入コストの低減などであります。これらの施策の実行にあたり、費用の増大に対応すべく、シンジケート・ローン契約（組成金額3,500百万円）を締結し、当面の運転資金を確保いたしました。

そして、当社が直面する長期的な売上の低迷や最終赤字の継続から脱し、構造改革を経て、当社のビジネスを再拡大するため、株式会社キーストーン・パートナーズ社等との資本業務提携契約を締結いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、マスク関連商材及びミシンの売上が大幅に増加し、いわゆる「巣ごもり需要」の活性化もあり、既存店売上高及び営業利益は、前事業年度に対して大幅に改善いたしました。

(店舗販売部門)

当事業年度における店舗展開につきまして、新規出店では、「クラフトハートトーカイ」2店舗を開設し、退店では「クラフトハートトーカイ」27店舗、「クラフトパーク」4店舗、「キヤランキヤラン」1店舗及び「サントレーム」2店舗の合計34店舗を閉鎖しました。また、店舗移設のタイミングに合わせ「クラフトパーク」から「クラフトハートトーカイ」への業態変更を2店舗で実施しました。この結果、当事業年度末の総店舗数は419店舗となりました。

店舗運営面につきましては、新規出店の抑制と不採算店舗の退店を推し進めながらも、「①会員数の向上、②ミシン販売の向上、③在庫処分の推進」を重点目標として、既存店の立て直しに取り組んでまいりました。会員数の向上につきましては、アプリと連携することでポイントを進呈するなどサービスの向上に努めました。ミシン販売につきましては、消費税増税前の駆け込み需要に焦点を絞り、折込チラシを追加するなど訴求を図りました。在庫処分につきましては、セール時での大幅な割引商品を設定し、年間を通した処分体制を構築しました。

新型コロナウイルス感染症の影響が色濃くなった2020年4月及び5月は、休業や営業時間の短縮といった対策を多くの店舗において余儀なくされましたが、手作りマスクを必要とされるお客様のため、店内の換気、消毒の徹底、入場制限によるソーシャルディスタンス確保など、対策をいち早く実施し、できる限りの営業継続を図りました。手作りマスクが注目されることにより、素材だけでなくミシンや道具類も好調に推移し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の解除以降においても、ソーイング関連商品の売上は好調に推移しました。

これらの結果、当部門の売上高は、212億78百万円（前事業年度比19.2%増）となり、前事業年度から大きく改善しました。

(通信販売部門)

通信販売部門では、オムニチャネルにおける、店舗からの誘導によるアクセス向上及び注文の増加に対応できるよう、在庫スペースの確保、出荷作業の精度向上並びに効率化を図るため、在庫及び出荷機能を外部にアウトソーシングしました。

また、売上及び費用対効果が低迷していた手芸部門の紙のカタログを当事業年度上期で廃止し、そのリソースを自社通販サイト「クラフトハートトーカイドットコム」に集中し、売上拡大を図りました。

当事業年度の上期後半から下期前半にかけて、消費税増税後の反動の影響による受注減少、出荷機能の移転に伴う販売の一時停止を行ったことにより、売上が伸び悩みましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるマスク商材の急激な注文増加により、「クラフトハートトーカイドットコム」を中心に売上高が前年を上回りました。

これらの結果、当部門の売上高は、10億32百万円（前事業年度比1.3%減）となりました。

(その他の部門)

不動産賃貸であり、売上高は38百万円（前事業年度比3.9%減）となりました。

以上の結果、経営成績につきましては、売上高は223億49百万円（前事業年度比18.0%増）、営業利益は8億83百万円（前事業年度は15億32百万円の営業損失）、経常利益は7億49百万円（前事業年度は15億16百万円の経常損失）となりました。収益性の低下に伴う減損損失3億69百万円を特別損失に計上しましたことなどから、当期純利益は2億82百万円（前事業年度は29億19百万円の当期純損失）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中において、2020年5月13日の当社取締役会決議により、第三者割当による新株式を発行し、2020年5月29日に金14億99百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、店舗販売部門における2店舗の新規開設及び既存店改装を中心に行いました。その主なものは、新規出店の店舗設備16百万円、既存店の改装等54百万円による有形固定資産の取得のほか、情報システム関連75百万円であります。その結果、設備投資の総額は1億48百万円となりました。

なお、上記設備投資額のほか、新規出店に係る差入保証金5百万円、長期前払費用0百万円を支出しております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2017年6月期)	第58期 (2018年6月期)	第59期 (2019年6月期)	第60期 (当事業年度) (2020年6月期)
売上高(百万円)	21,387	20,170	18,939	22,349
経常利益(百万円)	5	△762	△1,516	749
当期純利益(百万円)	△520	△1,540	△2,919	282
1株当たり当期純利益	△123円72銭	△366円32銭	△694円42銭	64円52銭
総資産(百万円)	15,904	14,312	12,722	14,430
純資産(百万円)	11,634	10,038	7,107	8,880
1株当たり純資産額	2,766円96銭	2,387円57銭	1,690円40銭	1,443円95銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. △は損失を示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束目途が立たないなか、消費者の消費行動への影響が懸念されます。特に、小売業、飲食業、旅行業等においては、少子高齢化による市場縮小、人手不足及び最低賃金上昇によるコスト増などの影響も加わり、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

多くの人がかつて経験したことがないほど社会環境が変化する状況において、当社は前述のとおり、「藤久リボンプラン」に取り組んでおります。

しかしながら、早期希望退職による本部人員のスリム化や、利用予定のない自社所有固定資産の売却など、一定の成果が認められる施策がある一方で、物流システムの見直しによる輸送業務の効率化などは、相応の効果が認められず、トータルでは、当初想定していた結果には至っていないというのが現状であります。今後は、成果が認められない各施策の分析を行い、その内容の軌道修正を行ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、日本政府による緊急事態宣言の発令や外出自粛の要請の結果、自宅で過ごすという新しい生活様式やステイホームによる巣ごもり消費が増加しております。当社事業においては、足元では需要が拡大しておりますが、今後につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大状況、その後の景気や個人消費に与える影響を含め、予断を許さない環境が続くものと予想されます。

当社ではお客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理など感染防止対策に万全を期すとともに、お客様のご要望にお応えするべく、全社一丸となり、この難局を乗り越えてまいります。

店舗販売部門につきましては、次のテーマを重点目標として定め、収益向上に繋げるべく取り組んでまいります。いずれも専門の部署を立ち上げ、お客様目線を重視するため、部署の責任者には、女性を起用いたします。

①会員制度の進化

当社のクラフト店舗では、年会費500円（税別）の会員制度を運用しております。

2020年6月末時点で、およそ140万名の有効会員数を有しておりますが、現行の会員特典は商品の割引とポイント付与に留まっており、年会費をお客様から頂戴する会員制度の特典としては、不十分であると認識しております。

今後は、お客様が望む新たな商品やサービスを提供し、より魅力的な、年会費を頂戴するだけの価値がある会員制度へ再構築したうえで、現在の会員制度を、女性に向けた「会員ビジネス」へと進化させ、当社の収益改善を加速させるアクセルとなるよう、以下の5カテゴリーの確立を進めてまいります。

- a. コミュニティ型
- b. 情報提供型
- c. 商品特典提供型
- d. 学習型

e. 店舗型

②教室運営の拡大

2008年7月、店舗内ソーイングスクールを9店舗に導入したのを皮切りに、その後も積極的に導入店舗数の拡大を図り、2020年6月末時点で店舗内ソーイングスクール導入店舗は213店舗と順調に成長しております。

一方、店舗内ソーイングスクールに続く教室の確立が数年来の課題となっておりませんが、ここまでいくつかの教室を立ち上げたものの、未だに十分な結果を出すには至っておりません。

「モノ消費からコト消費の時代へ」と言われて久しく、消費者の意識や行動にも変化が見受けられます。当社はコト消費そのものである「教室」の運営実績を既に有しております。その資源と経験を有効に活用し、物販から手づくり体験、そしてパーソナライズ（個人最適）へと昇華させるため、Webを利用した講習会など、今後も新たな教室の開発に邁進してまいります。

通信販売部門につきましては、2020年1月、物流拠点の移設を終え、効率的な配送を行える環境が整いました。しかしながら、出荷体制は整ったものの、それをコントロールする基幹システムの問題は山積したまま残されており、特に、店舗との連携を図るためのマスタ統合は急務であります。

今後は、リアル店舗が新型コロナウイルス感染症による感染の影響を受けた場合の受け皿としても、通信販売部門が十分に機能するよう、各種情報及び物流関係のシステムへの投資を進めることにより、インターネットとリアルのチャンネルを有機的に結合し、顧客サービスの向上及び在庫管理等のさらなる効率化を進めてまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

当社は、手芸用品・衣料品及び服飾品その他関連する生活雑貨等の企画・販売を主要業務とし、主に手芸専門店及び生活雑貨専門店をチェーン展開するほか、インターネット等を媒体とする通信販売も行っております。

部門区分	業態
店舗販売部門	手芸専門店：クラフトハートトーカイ、クラフトワールド、クラフトパーク、クラフトループ 生活雑貨専門店：サントレーム
通信販売部門	ネット媒体：クラフトハートトーカイドットコム シュゲール（楽天店、ヤフー店、アマゾン店） サントレーム（楽天店） ジャストパートナー（楽天店、ヤフー店） DM媒体：ジャストパートナー
その他の部門	不動産賃貸

(8) 主要な営業所及び店舗（2020年6月30日現在）

本社 名古屋市名東区

第2ビル 名古屋市名東区

店舗 419店舗（手芸専門店406店舗、生活雑貨専門店13店舗）
北海道13店舗、東北39店舗、関東110店舗、中部128店舗、
近畿55店舗、中国29店舗、四国9店舗、九州36店舗

(9) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
186名	37名減	40.1歳	14.2年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、嘱託109名及び臨時雇員（パートタイマー等）の期中平均人員1,192名（1人1カ月170時間勤務換算）は含まれておりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べて37名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

該当事項はありません。

なお、当社は、運転資金を安定的かつ機動的に調達することを目的としたシンジケートローン契約を、2020年3月25日に契約しております。

シンジケートローン契約の概要は、次のとおりであります。

組成金額	3,500百万円
契約締結日	2020年3月25日
契約形態	タームアウト型コミットメントライン契約
コミットメント期間	2020年3月27日～2023年3月31日
返済方法	元金均等返済（6回分割返済）
借入返済期日	2023年9月末日を第1回とし、2026年3月末日を最終回とする3月及び9月の各末日
適用利率	基準金利+スプレッド
担保	無担保
アレンジャー兼エージェント	株式会社名古屋銀行
コ・アレンジャー	株式会社愛知銀行、株式会社北陸銀行
参加金融機関	株式会社名古屋銀行、株式会社愛知銀行、株式会社北陸銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社十六銀行

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年5月13日付で、株式会社キーストーン・パートナーズ及び同社が管理・運営するファンド（日本リバイバルスポンサーファンド四号投資事業有限責任組合）が匿名組合出

資を行っている合同会社エメラルドが100%出資する鈴蘭合同会社の間で資本業務提携を行うことを発表いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,150,500株 (うち自己株式434株)
- ③ 株主数 7,587名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 蘭 合 同 会 社	千株 1,945	% 31.63
後 藤 薫 徳	845	13.75
G O T O 株 式 会 社	844	13.72
藤 久 取 引 先 持 株 会	305	4.96
藤 久 従 業 員 持 株 会	124	2.02
中 野 置 瀬 子	85	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	67	1.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63	1.03
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	57	0.93
株 式 会 社 愛 知 銀 行	57	0.93

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付の合併に伴い、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2020年5月13日の当社取締役会決議により、第三者割当による新株式発行を行い、発行済株式の総数は、1,945,500株増加しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉田茂生	取締役会長	(株)キーストーン・パートナーズ取締役会長 (株)デー・オー・ダブリュー社外取締役・監査等委員
堤智章	代表取締役社長	(株)キーストーン・パートナーズ代表取締役
樹神雄二	常務取締役(商品部、通販部担当)	
伊藤伸一 郎	取締役(総務人事部担当)	
木浦潮	取締役(運営部、店舗開発室担当)	
飯田利彦	取締役(経理部、情報システム部担当)	
柘植里恵	取締役	公認会計士 柘植公認会計士事務所所長 (株)ラ・ヴィーダプランニング代表取締役 愛三工業(株) 社外取締役 ホシザキ(株) 社外取締役
小川洋子	取締役	弁護士 弁護士法人TRUTH&TRUST 代表社員
伊藤珠実	常勤監査役	
坂野郁夫	監査役	
福海照久	監査役	税理士 福海照久税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役柘植里恵氏及び小川洋子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤珠実氏、坂野郁夫氏及び福海照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福海照久氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役柘植里恵氏及び小川洋子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 2019年9月26日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、監査役尾関哲夫氏及び伊藤倫文氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 2019年9月26日開催の第59期定時株主総会において、伊藤珠実氏及び福海照久氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 2020年6月30日開催の臨時株主総会終結の時をもって、後藤薫徳氏は取締役を辞任いたしました。なお、同氏の退任時における地位は、代表取締役社長でありました。

8. 2020年6月30日開催の臨時株主総会において、吉田茂生氏及び堤智章氏は新たに取締役を選任され、就任いたしました。また、堤智章氏は同総会終了後の取締役会において、代表取締役に選定され、就任いたしました。

9. 2019年7月1日付で、取締役の担当を次の通り変更しております。

氏名	異動前	異動後
飯田利彦	取締役（経理部、情報システム部担当）	取締役（経理部、情報システム部、オムニ推進室担当）

10. 2019年9月26日付で、取締役の担当を次の通り変更しております。

氏名	異動前	異動後
樹神雄二	常務取締役（総務部、人事部担当）	常務取締役（商品部、通販部担当）
伊藤伸一郎	取締役（商品部、通販部担当）	取締役（総務部、人事部担当）

11. 2020年1月16日付で、取締役の担当を次の通り変更しております。

氏名	異動前	異動後
伊藤伸一郎	取締役（総務部、人事部担当）	取締役（総務人事部担当）
木浦潮	取締役（第一運営部、第二運営部、店舗開発室担当）	取締役（運営部、店舗開発室担当）
飯田利彦	取締役（経理部、情報システム部、オムニ推進室担当）	取締役（経理部、情報システム部担当）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、2019年9月26日をもって任期満了により監査役を退任されました、尾関哲夫氏及び伊藤倫文氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	74百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	10百万円 (10百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7名)	84百万円 (15百万円)

- (注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年9月26日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名及び2020年6月30日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した代表取締役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 2019年9月26日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、2019年9月26日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名に対し退職慰労金4百万円を支給しております。この支給額には、上記及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年9月28日開催の第33期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額10百万円（取締役5名10百万円、監査役2名0百万円）を含めております。
6. 2020年6月30日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した代表取締役に対する退職慰労金については、受給辞退の申入れがあったため、役員退職慰労引当金の取崩処理をしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	柘 植 里 恵	柘植公認会計士事務所所長 ㈱ラ・ヴィーダブランニング代表取締役 愛三工業㈱社外取締役 ホシザキ㈱社外取締役	取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。
取 締 役	小 川 洋 子	弁護士法人TRUTH&TRUST代表社員	取引関係はありません。
監 査 役	福 海 照 久	福海照久税理士事務所代表	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	柘 植 里 恵	当事業年度開催の取締役会21回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	小 川 洋 子	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伊 藤 珠 実	当事業年度開催の監査役就任後の取締役会17回のうち17回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役就任後の監査役会13回のうち13回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監 査 役	坂 野 郁 夫	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会19回のうち18回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監 査 役	福 海 照 久	当事業年度開催の監査役就任後の取締役会17回のうち15回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役就任後の監査役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 社外監査役伊藤珠実氏及び福海照久氏につきましては、2019年9月26日の就任以降の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 栄監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年9月26日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人より、監査の体制・監査項目別監査時間等について報告を受けたうえで、当社における過去の監査報酬及び監査時間の推移、小売業界の平均監査報酬等を勘案し、当事業年度の報酬見積りの妥当性について検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制の整備に努めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報者保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、コンプライアンス委員会の設置、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」など、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に幹部会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めております。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部公益通報者保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

⑨ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役（会）は、内部監査室及び会計監査人とは必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告するなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的に、コンプライアンス委員会を定期的開催しております。当期においては4回開催し、SDGsへの取り組みに関する検討等を行いました。また、通報窓口制度の運用状況に関する報告を受け、同制度が適切に機能していることを確認いたしました。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定めており、必要に応じてリスク対策会議を設置する体制を整えております。リスク対策会議では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、感染症拡大対応マニュアル及び新型コロナウイルスに対応した事業継続計画を整備、実行いたしました。

③ 取締役の効率的な職務執行体制

当期においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を9回開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うとともに、月次の業務執行状況報告を受けました。また、経営方針等に係る事前審議として、幹部会を10回開催いたしました。

なお、当社は、2020年7月16日に開催された取締役会において、意思決定プロセスを明確化するため社内会議体の見直しを行いました。これに伴い、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり内容を一部改正する決議をいたしました。

「当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。」

④ 監査役の監査体制

常勤監査役は、取締役会、幹部会、経営会議、コンプライアンス委員会、及びリスク対策会議等の重要な会議への出席、並びに稟議書等重要書類の閲覧等により、日常監査を実施し、その結果を監査役に報告しました。

また、内部監査室からは、常勤監査役が毎月報告を受け、会計監査人からは、監査役全員で四半期毎に報告を受けました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の方針は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

② 取組みの具体的な内容

上記基本方針のもと、当社は、2008年8月7日開催の当社取締役会及び同年9月26日開催の当社第48期定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。その後、本プランを3年毎に更新してまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境が大きく変化していること、買収防衛策に関する近時の動向、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透といった状況も考慮した上で慎重に検討しました結果、本プランの必要性は相対的に低下したと判断するに至ったため、2020年5月13日開催の当社取締役会において、本プランを2020年5月13日をもって廃止することを決議いたしました。

当社は、本プランの廃止後も、当社株券等の大量買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見を開示し、株主の皆様検討のために必要な情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、全国展開する店舗網の拡充・強化により、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営の推進で、収益力の向上に努めるとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分につきましては収益の状況や配当性向等を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,653,040	流動負債	4,443,435
現金及び預金	5,143,162	支払手形	12,379
電子記録債権	2,159	電子記録債権	1,084,940
売掛金	307,849	買掛金	1,143,132
営業未収入金	741,243	リース債務	82,600
商品	5,186,901	未払金	807,909
貯蔵品	955	未払費用	315,936
前渡金	190	未払法人税等	234,590
前払費用	191,797	未払消費税等	385,580
その他	80,809	前受り金	35,704
貸倒引当金	△2,028	前受り金	58,922
固定資産	2,777,179	前受り金	1,958
有形固定資産	1,148,992	賞与引当金	58,109
建物	193,147	ポイント引当金	64,392
構築物	123	事業構造改善引当金	69,229
車両運搬具	629	資産除去債務	88,050
器具及び備品	22,770	固定負債	1,106,368
土地	913,814	リース債務	85,446
リース資産	18,507	役員退職慰労引当金	34,893
無形固定資産	95,765	資産除去債務	795,298
ソフトウェア	84,147	長期預り保証金	113,842
その他	11,618	その他	76,888
投資その他の資産	1,532,421	負債合計	5,549,803
投資有価証券	63,479	(純資産の部)	
出資金	100	株主資本	8,879,469
長期前払費用	1,325	資本金	3,125,840
繰延税金資産	131,456	資本剰余金	806,070
差入保証金	1,331,799	資本準備金	749,990
その他	4,260	その他資本剰余金	56,080
資産合計	14,430,220	利益剰余金	4,948,535
		利益準備金	150,169
		その他利益剰余金	4,798,366
		繰越利益剰余金	4,798,366
		自己株式	△976
		評価・換算差額等	946
		その他有価証券評価差額金	946
		純資産合計	8,880,416
		負債・純資産合計	14,430,220

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		22,349,393
売 上 原 価		9,339,240
売 上 総 利 益		13,010,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,126,986
営 業 利 益		883,166
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,260	
受 取 配 当 金	2,095	
協 賛 金 収 入	500	
受 取 手 数 料	11,430	
受 取 保 険 金 他	2,085	
そ の 他	6,437	23,809
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,484	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	76,550	
株 式 交 付 費	58,032	
雇 用 支 援 納 付 金 他	4,050	
そ の 他	3,355	157,472
経 常 利 益		749,503
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,083	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	178,282	180,365
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,954	
固 定 資 産 除 却 損	5,274	
減 損 損 失	369,208	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,226	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	69,229	
事 業 構 造 改 善 費 用	164,203	613,098
税 引 前 当 期 純 利 益		316,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	168,645	
法 人 税 等 調 整 額	△134,458	34,186
当 期 純 利 益		282,583

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,375,850	—	56,080	56,080
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	749,990	749,990		749,990
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	749,990	749,990	—	749,990
当 期 末 残 高	3,125,840	749,990	56,080	806,070

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	150,169	4,515,783	4,665,952	△976	7,096,905
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,499,980
当 期 純 利 益		282,583	282,583		282,583
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	282,583	282,583	—	1,782,564
当 期 末 残 高	150,169	4,798,366	4,948,535	△976	8,879,469

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	10,479	10,479	7,107,385
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,499,980
当 期 純 利 益			282,583
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9,533	△9,533	△9,533
当 期 変 動 額 合 計	△9,533	△9,533	1,773,030
当 期 末 残 高	946	946	8,880,416

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの

② たな卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 8年～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造の改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額346,303千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益及び経常利益が78,061千円減少し、税引前当期純利益が249,649千円減少しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、手作りマスク関連商品の販売が大幅に増加いたしました。固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等については、期末日以降計算書類作成時までに入手可及な売上状況等を考慮し、一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。

但し、当感染症の収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

5. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した各資産の資産項目別の減価償却累計額

① 建物	1,329,256千円
② 構築物	175,939千円
③ 車両運搬具	3,462千円
④ 器具及び備品	257,971千円
⑤ リース資産	188,032千円

6. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失（千円）	
営業店舗	北海道地区	8店舗	建物	
	東北地区	16店舗		214,044
	関東地区	48店舗	構築物	2,704
	中部地区	42店舗	器具及び備品	9,098
	近畿地区	24店舗	土地	109,345
	中国地区	10店舗	リース資産	8,899
	四国地区	6店舗	長期前払費用	2,893
	九州地区	12店舗	その他	2,589
本社資産	中部地区	2物件	建物	8,154
			器具及び備品	0
			ソフトウェア	11,477
計			369,208	

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、通信販売事業については事業単位、賃貸用資産（閉鎖店舗含む）及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングし、減損損失の認識を行っております。また、本社設備等のその他の資産については、共用資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループごとの回収可能価額は、土地等については正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、その他の資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,205,000株	1,945,500株	-株	6,150,500株

(注) 発行済株式総数の増加は、第三者割当による新株の発行1,945,500株であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	434株	-株	-株	434株

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	153,751千円	25.00円	2020年6月30日	2020年9月30日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	17,781千円
未払事業税	21,417
未払事業所税	6,788
ポイント引当金	19,703
未払費用	40,285
たな卸資産	46,941
資産除去債務	270,304
確定拠出年金掛金	1,500
減価償却超過額	10,838
役員退職慰労引当金	10,677
一括償却資産	2,032
退職時支給未払退職金	23,002
減損損失累計額	430,088
税務上の繰延資産	15,232
投資有価証券	8,221
ソフトウェア	10,541
事業構造改善引当金	21,184
税務上の繰越欠損金	745,411
その他	12,532
繰延税金資産小計	<u>1,714,488</u>
評価性引当額	<u>△1,541,823</u>
繰延税金資産合計	<u>172,665</u>
繰延税金負債	
建設協力金	△415千円
資産除去債務に対応する除去費用	△38,568
その他有価証券評価差額金	△2,224
繰延税金負債合計	<u>△41,208</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>131,456千円</u></u>

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し運用しており、また、資金調達については投資資金を中心として銀行借入で調達しております。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	5,143,162	5,143,162	—
② 電子記録債権 (※)	2,155	2,155	—
③ 売掛金 (※)	307,294	307,294	—
④ 営業未収入金 (※)	739,907	739,907	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	60,979	60,979	—
⑥ 差入保証金	1,331,799	1,328,984	△2,814
資産計	7,585,298	7,582,483	△2,814
① 支払手形	12,379	12,379	—
② 電子記録債務	1,084,940	1,084,940	—
③ 買掛金	1,143,132	1,143,132	—
④ 未払金	807,909	807,909	—
⑤ 未払法人税等	234,590	234,590	—
⑥ リース債務	168,046	168,268	221
負債計	3,450,999	3,451,220	221

(※) 貸借対照表計上額は、電子記録債権、売掛金及び営業未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 電子記録債権、③ 売掛金、④ 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑥ 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- ① 支払手形、② 電子記録債務、③ 買掛金、④ 未払金、⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑥ リース債務

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,500千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21,873千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
401,598	494	402,092	453,791

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度の主な減少額は、減価償却費(2,167千円)であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、また、契約により取り決められた一定の売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,443円95銭
② 1株当たり当期純利益	64円52銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月19日

藤久株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

代表社員 公認会計士 横井陽子 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 市原耕平 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤久株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月19日

藤久株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤珠実 ⑩

監査役 坂野郁夫 ⑩

監査役 福海照久 ⑩

(注) 監査役 伊藤珠実、監査役 坂野郁夫、及び監査役 福海照久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 6,150,500株
今回の分割により増加する株式数	: 6,150,500株
株式分割後の発行済株式総数	: 12,301,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 40,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告	2020年9月14日(月)
基準日	2020年9月30日(水)
効力発生日	2020年10月1日(木)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年10月1日をもって当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 定款変更の内容(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2020年10月1日(木)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、2017年6月期の期末配当を最後に見送ってまいりましたが、当事業年度は業績の改善がみられたことから、収益の状況や配当性向を総合的に勘案しまして、配当の環境が整ったものと判断し、以下のとおり復配したいと存じます。また、内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及びシステム改修等の将来利益に貢献する設備投資への備えとするなど、有効活用に努めてまいります。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額153,751,650円

(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたします。当期(第60期)の期末配当につきましては、配当基準日が2020年6月30日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確化し、毎年定時株主総会において前年の業績等を考慮して株主の信頼を得ることを企図し、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。これにより、喫緊の経営課題に社長と取締役で責任感を持って取り組んでまいります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	吉 田 茂 生 (1950年5月30日)	1974年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2002年1月 (株)UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員京 都支店長 2003年5月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常 務執行役員大阪法人営業第一～第四部担当 2006年6月 三菱UFJ証券(株) (現(株)三菱UFJモルガン・ス タンレー証券) 常務執行役員大阪支店長 2008年12月 MUSプリンシパル・インベストメンツ(株)取締 役社長 2010年7月 (株)キーストーン・パートナーズ代表取締役会長 2015年3月 (株)キーストーン・パートナーズ取締役会長 (現任) 9月 (株)テー・オー・ダブリュー社外取締役・監査 等委員 (現任) 2020年6月 当社取締役会長就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ取締役会長 (株)テー・オー・ダブリュー社外取締役・監査等委員	一株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、2020年6月から取締役会長として、当社の構造改革においてその役割を適切に果たして おります。また、当社の資本業務提携先である株式会社キーストーン・パートナーズの経営者とし て数々の企業再生を行ってきた経験と幅広い見識を有しており、更なる企業価値向上を目指すた め、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	堤 智 章 (1966年10月20日)	1989年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2007年11月 (株)CSKホールディングス執行役員 CSKプリンシパルズ(株)取締役副社長 2009年5月 (株)キーストーン・パートナーズ設立代表取締役 (現任) 2020年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ代表取締役	一株
		(取締役候補者とした理由) 候補者は、2020年6月から代表取締役社長として、当社の経営の指揮を執り、強い指導力を発揮して構造改革を進めております。また、当社の資本業務提携先である株式会社キーストーン・パートナーズの経営者として数々の企業再生を行ってきた経験と幅広い見識を有しており、現在実施中の構造改革を完遂し、更なる企業価値向上を目指すため、引き続き取締役候補者となりました。	
3	樹 神 雄 二 (1958年6月21日)	1982年4月 当社入社 2012年7月 当社総務部部長 2014年9月 当社取締役就任 総務部長 2018年9月 当社常務取締役就任(現任)総務部、人事部担当 2019年9月 当社商品部、通販部担当 (現任)	4,843株
		(取締役候補者とした理由) 候補者は、2014年より当社取締役に就任し、当社事業全般に精通しております。その豊富な経験と実績を経営全般に活かし、その役割を十分に果たしております。同氏の行動力は、当社の構造改革並びに企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者となりました。	
4	永 安 吉太郎 (1966年11月18日)	1990年6月 当社入社 2010年7月 当社店舗運営部部長補 2018年7月 当社経営企画室室長 (現任)	2,347株
		(取締役候補者とした理由) 候補者は、店舗部門における豊富な経験を有しております。また、経営企画室長に就任後は、中期経営計画の策定を担当するなど、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できると判断し、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	西 浦 敦 士 (1966年6月27日)	1989年4月 三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2010年9月 PT U Finance Indonesia社長 2015年5月 三菱UFJキャピタル(株)企画部長兼投資運用部長 2018年4月 東洋プロパティ(株)企画部長	一株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、企業において経営者として経営に携わった経歴を有しております。同氏の豊富な業務経験と事業経営の知見は、当社の構造改革並びに企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補者としました。		
6	伊 藤 珠 実 (1973年11月26日)	1997年2月 公益社団法人日本監査役協会入社 2019年9月 当社常勤監査役就任(現任)	240株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、2019年より当社の常勤監査役に就任し、その役割を適切に果たしております。また、長年にわたる日本監査役協会での勤務を通じて、高い知識や見識を有しております。その実績、能力とともに、人格、見識とも優れていることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
7	後 藤 邦 仁 (1987年9月4日)	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 当社入社 2020年8月 当社社長室室長(現任)	871株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、強い推進力を発揮して当社の構造改革並びに企業価値向上の実現に取り組んでおります。同氏の卓越した行動力は、当社の持続的な成長に必要な人物であると判断し、取締役候補者としました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
8	日野正晴 (1936年1月9日)	1961年4月 大阪地方検察庁検事 1980年4月 東京地方検察庁総務部 副部長 1986年9月 法務大臣官房 審議官 1988年4月 最高検察庁検事 1993年7月 最高検察庁 公安部長 1996年6月 仙台高等検察庁検事長 1997年2月 名古屋高等検察庁検事長 1998年6月 金融監督庁長官 2000年6月 金融庁長官 2001年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年5月 財団法人国際民商事法センター 理事(2013年以降 同評議員) 9月 NPO法人投資と学習を普及・推進する会 理事長 2003年4月 (株)産業再生機構 常勤監査役 4月 駿河台大学 教授 2004年4月 駿河台大学法科大学院 院長 4月 日本証券業協会 公益理事 6月 会計検査院 懇話会委員 2005年1月 内閣府独占禁止法基本問題懇談会 委員 2006年1月 学校法人駿河台大学 理事 6月 (株)ジャスダック証券取引所 社外監査役 9月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役・監査委員長 2008年3月 独立行政法人国民生活センター 特別顧問 7月 (株)フジタ 社外取締役 2009年5月 国立大学法人東北大学 理事 6月 財団法人アジア刑政財団 理事長 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 (重要な兼職の状況) (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、検察庁並びに金融庁において要職を歴任しております。また、弁護士としての高い専門的知識と幅広い見識を有しており、これらの経験・実績を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図れるものと判断し、社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
9	澤 谷 由 里 子 (現姓 金井) (1962年9月23日)	1987年4月 日本IBM(株) 入社 2010年5月 独立行政法人科学技術振興機構 問題解決型 サービス科学プログラムフェロー 2013年4月 早稲田大学研究戦略センター教授 2015年9月 東京工科大学大学院 バイオ・情報メディア 研究科アントレプレナー専攻教授 9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師(現任) 2018年4月 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授(現任) 6月 大興電子通信(株) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 大興電子通信(株) 社外取締役 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師	一株
	(社外取締役候補者とした理由) 候補者は、日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授等を歴任しております。情報技術に関する高度な知識と併せて、サービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点より、社外取締役として当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断し、候補者となりました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
10	奈 良 沙 織 (1978年6月26日)	2001年4月 三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2005年5月 AIG投信投資顧問(現パインブリッジ・インベストメンツメンツ(株)) 入社 2006年5月 A. T. Kearney入社 2012年4月 筑波大学ビジネスサイエンス系博士特別研究員 2012年5月 東京工業大学大学院社会理工学研究科助教 2013年4月 明治大学商学部専任講師 2016年4月 明治大学商学部専任准教授(現任) 2020年4月 一橋大学大学院経営管理研究科非常勤講師(現任) (重要な兼職の状況) 明治大学専任准教授	一株
	(社外取締役候補者とした理由) 候補者は、金融機関における日本株アナリストとしての経験及び大学における豊富な経験を有しており、企業価値評価における高い専門性を有しております。これらの経験・実績を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図れるものと判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 永安吉太郎氏、西浦敦士氏、伊藤珠実氏、後藤邦仁氏、日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、新任の取締役候補者であります。
 3. 日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、日野正晴氏、澤谷由里子氏及び奈良沙織氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は、日野正晴氏、澤谷由里子氏、奈良沙織氏の選任が承認された場合、3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 伊藤珠実氏は、本総会終結の時をもって、当社監査役を辞任いたします。
 6. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会及び従業員持株会における持分を含めております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役坂野郁夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、本総会終結の時をもって、監査役伊藤珠実氏は辞任されます。つきましては、監査体制の充実・強化を図るため、監査役1名を増員し、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田利彦 (1953年5月18日)	1993年5月 天龍製鋸(株)入社 2010年3月 同社経理部長 2015年5月 当社入社経理部部长 2015年9月 当社取締役就任(現任) 経理部長 2018年7月 当社経理部長兼情報システム部長 2020年1月 当社経理部、情報システム部担当(現任)	2,482株
(監査役候補者とした理由) 候補者は、2015年より当社取締役であり、当社全般、主として財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	西江章 (1950年8月18日)	1974年4月 大蔵省(現財務省)入省 1979年7月 関東甲信越国税局下館税務署長 2001年7月 関東信越国税局長 2004年7月 東京国税局長 2005年7月 国税庁税務大学校長 2006年8月 独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年4月 横浜市立大学国際マネジメント研究科 特別契約教授 7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2010年3月 オリックス信託銀行(株)(現オリックス銀行(株)) 社外監査役 6月 (株)二葉 社外監査役(現任) 6月 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役(現任) 2016年6月 (株)栃木銀行 社外監査役(現任) 7月 エイボン・プロダクツ(株)社外取締役(監査等委員) 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 (重要な兼職の状況) (株)二葉 社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役 (株)栃木銀行 社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>候補者は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	鳥羽史郎 (1967年3月21日)	1989年10月 中央新光監査法人 入所 1991年7月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現PwC税理士法人) 入所 1994年1月 中央監査法人 入所 1997年1月 鳥羽公認会計士事務所所長(現任) 2004年4月 (株)マジエスティック取締役(現任) 2005年1月 (株)みのり会計代表取締役(現任) 5月 ケネディクス不動産投資法人(現ケネディクス・オフィス投資法人) 監査役員(現任) 6月 スカイマークエアラインズ(株)(現スカイマーク(株)) 監査役 2009年5月 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役(現任) 2019年6月 (株)C&Fロジホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 鳥羽公認会計士事務所所長 (株)みのり会計代表取締役 ケネディクス・オフィス投資法人監査役員 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役	一株
(社外監査役候補者とした理由) 候補者は、公認会計士・税理士としての専門的知識、幅広い見識を有しており、それらを当社取締役会の監督機能強化に活かしていただくことができると判断したためであります。			

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 飯田利彦氏、西江章氏及び鳥羽史郎氏は、新任の監査役候補者であります。
 3. 西江章氏及び鳥羽史郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、飯田利彦氏、西江章氏及び鳥羽史郎氏の選任が承認された場合、3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 飯田利彦氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役を退任いたします。
 6. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含めております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
尾関 哲夫 (1949年10月9日)	1974年4月 ソニーサービス(株)(現ソニーマーケティング(株))入社 2006年7月 トヨセット(株)入社 2007年1月 同社総務部長 2008年1月 (株)アイビス監査役 2009年3月 税理士登録 2011年9月 当社社外監査役 2012年9月 当社常勤監査役 2019年9月 当社補欠監査役(現任)	1,000株
(補欠監査役候補者とした理由)		
尾関哲夫氏は、2011年より当社の社外監査役に就任し、2012年より2019年の期間、当社の常勤監査役を務めるなど、当社事業全般に精通しており、企業監査経験も豊富であります。また、税理士として、財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾関哲夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 尾関哲夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任されます伊藤伸一郎氏、木浦潮氏及び飯田利彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

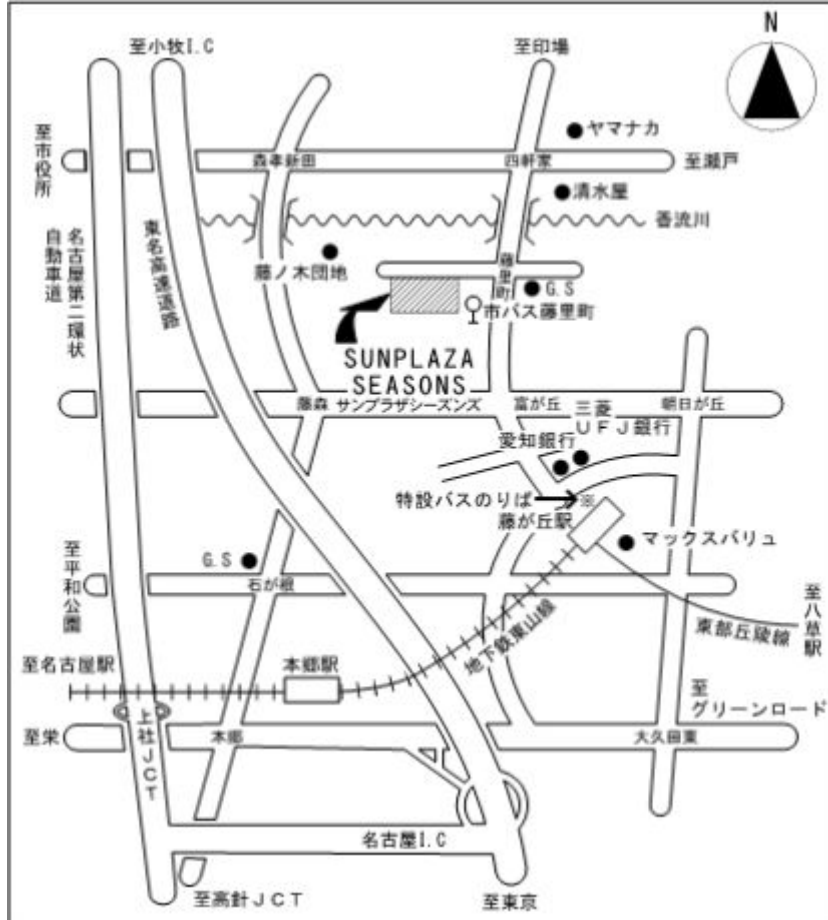
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
伊藤 伸一郎	2006年9月 当社取締役(現任)
木浦 潮	2014年9月 当社取締役(現任)
飯田 利彦	2015年9月 当社取締役(現任)

以上

—メ モー

定時株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ地下1階 ブリックホール（瑞雲の間）
電話(052)774-0211
- 交 通 地下鉄 東山線「藤が丘駅」下車約1.2km
市バス 地下鉄東山線「藤が丘駅」より本地住宅行「藤里町停留所」下車
- ※地下鉄藤が丘駅前-サンプラザシーズンズ間で無料シャトルバスが運行されて
おります。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって運行スケ
ジュール変更の可能性がございます。以下のウェブサイトから当日の運行スケ
ジュールをご確認ください。(http://www.sunplaza-seasons.jp/access/)
地下鉄藤が丘駅下車（2番出口）、特設バスのりば（ドラッグストア『マツモト
キヨシ』前）より午前9時00分、9時20分、9時40分発をご利用ください。
- ※なお、当会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関
をご利用ください。

